

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業 年 度	：	：	法人名	
留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算				
課 税 留 保 金 額			税 額	
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円 000	(1) の 10 % 相 当 額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)－(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ －(1))のいずれか少ない金額)	2	円 000	(2) の 15 % 相 当 額	6
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21)－(1)－(2)	3	円 000	(3) の 20 % 相 当 額	7
計 (21) (1)＋(2)＋(3)	4	円 000	計 (5)＋(6)＋(7)	8
課 税 留 保 金 額 の 計 算				
当 期 留 保 金 額 の 計 算	留 保 所 得 金 額 (別表四「52の②」)	9	住 民 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額	円
	前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		
	当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11		
	法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「2」＋「3」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「18」)－ 別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((別表 一「31」＋「32」－「36」－「65」)と0のいずれか多い金額)－ ((別表六(五の二)「5の③」－(別表一「2」＋「3」＋「4」＋「6」＋「 9の外書」))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12		
	住 民 税 額 (28)	13		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14		
	法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)＋(13)－(14) (マイナスの場合は0)	15		
	通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)	16		
	通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)	17		
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18		
留 保 控 除 額	当 期 留 保 金 額 (9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18)	19	計 出 し た 場 合	
	留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)	20		
	課 税 留 保 金 額 (19)－(20)	21		円 000
			住 民 税 額 (24)－(27)	28
			中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表一「2」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「 17」)－(別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の ⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の⑰」 から「9の⑳」までの合計)	22
			中 小 企 業 者 等 (別表一「2」＋「4」＋「6」＋「9の外書」－「11」－「 17」)－(別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」 までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計 ＋「9の⑭」から「9の㉑」までの合計)	23
			住 民 税 額 (22)又は(23)×10.4%	24
			特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25
			調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24)＋(別表一「11」＋「17」)×10.4%－(別表 六(二)付表六「7の計」)×10.4%)×20% (マイナス の 場 合 は 0)	26
			住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27

別表三(一)
令五・四・一以後終了事業年度分